

議 事 内 容

- 専務理事 第 68 回常設審議委員会のご案内をしておりました時間となりました。はじめに、山口会長ご挨拶をお願いします。
- 会長 皆さんこんにちは。
毎年 12 月初め頃に「全国農業委員会会長代表者集会」が東京都で開催されており、コロナ前は多くの市町の会長さん方が参加され、その際には 2 班に分かれて衆議院会館、参議院会館を回って県選出国會議員への要請活動も行ってきたところです。
今年度は 12 月 2 日に開催されますが、参加は各県から 5 人までと人数制限されましたので、私と佐藤副会長、神埼市の西村会長が参加する予定です。今回の代表者集会では、神埼市の取組事例について西村会長が発表される予定ですので、西村会長どうぞよろしくをお願いします。
また、その前日の 12 月 1 日には「農業者年金加入推進セミナー」がオンライン開催されます。どちらも動画配信される予定ですので、是非ご視聴いただきますようお願いします。
- 議長 それでは、ただいまから第 68 回常設審議委員会を開会いたします。まず、本日の出席状況を報告してください。
- 専務理事 本日は、審議委員の総数 19 名に対し 15 名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- 議長 次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
- 農業会議事務局 (前回の審議案件について、資料 1 により報告。)
- 議長 本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・2 件、第 5 条・6 件のほか、「農地利用の最適化活動における活動と成果目標の設定に関する対応について」及び「令和 4 年度農業関係予算の確保に関する要請について」を議題としています。
どうか慎重にご審議いただきますようお願いします。
- 議長 それでは、ただ今から議事に入ります。
議事録署名者として、〇〇委員と〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。

議長	はじめに、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。
議長	まず、〇〇農業委員会分について、農業会議事務局から説明をお願いします。
農業会議事務局	<p>〇〇農業委員会から要請がありましたので、農業会議事務局から説明いたします。</p> <p>整理番号4-1、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断されております。</p> <p>なお、この案件については、平成28年に農地法の許可が必要とは知らずに植林をしていたということで、始末書が添付されております。</p>
議長	次に、〇〇農業委員会分について、農業会議事務局から説明をお願いします。
農業会議事務局	<p>〇〇農業委員会から要請がありましたので、引き続き農業会議事務局から説明いたします。</p> <p>整理番号4-2、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断されております。</p>
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-1、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。</p>
議長	次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。
〇〇農業委員会	<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-2、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない</p>

小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

なお、当該地は山中の突端にある荒廃した畑の状態であり、法面が多く、新たに造成は行わず使用可能なテラス部分を軽く整地する程度での利用です。敷地の形状や周囲の状況から雨水は十分地下浸透されるものと考えており、被害の恐れは少ないと思われます。

整理番号5-3、〇〇〇〇申請の建築廃材分別作業所及び木材加工場用地への転用において、申請地は中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。

整理番号5-4、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。

整理番号5-5 〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 整理番号5-6、〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用において、申請地のうち〇〇一本松2243-1、2244-1については、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路(幅員4m以上の道又は建築基準法第42条第2項に規定する道で、現に一般交通の用に供されているもの)の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから第3種農地と判断、〇〇一本松2243-2については、鉄道の駅、

船舶の発着場、県庁、市役所、町役場等から概ね 500m以内であることから第 2 種農地と判断され、〇〇一本松 2243-1、2244-1 については許可し得る、〇〇一本松 2243-2 については、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長 農地法第 4 条関係 2 件、第 5 条関係 6 件について説明がありました。ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第 4 条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第 4 条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第 5 条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	最近こういう太陽光パネルは数多くありますが、うちの農業委員会においては、総会の折に、万が一災害が発生したときのパネルの取り扱い、産業廃棄物として確実に設置業者が処分するように許可指令書を出すときに念書をいただくか、確実に履行するような方策をとる、排水についても溜枡を作るような形をとった方がいいのではないかとの話になりました。申請時に、区長さんとか生産組合長さんは、そういう条件を付けたりはなさらずに承諾の印鑑を押すようなことが見受けられますので、当農業委員会としては今後そういう取り扱いをしようと考えております。〇〇市(町)さんはどのように協議をされているのかお聞きしたいと思います。
〇〇農業委員会	まず、溜枡とか沈砂池の設置については、常設審議委員会においてもそういうご指摘を受けますし、地元の農業委員さん方もその辺は大変ご心配をされますので、申請を受け付ける際にそのようなことが可能かどうか確認して、設置をお願いすることはしております。また、現地確認の際に、地下浸透で問題がありそうな案件については確実に設置をしていただくようお願いをして、図面の差し替え等をしていただいております。また、災害等が起きたときのパネルの撤去をどうするのかということですが、現状念書等は取っておりませんが、〇〇市(町)さんを参考に検討していきたいと考えております。
〇〇委員	ありがとうございました。 3,000 m ² 以下の案件についても、今回のような1,000 mmを超えるような雨が降ったら、特に私たちのところでは茶畑に設置するケースが多いものですから、崖崩れが起こったときに設置業者としての責任を明確にしておかないと地域住民が非常に困ります。雨水を川に流すにしても排水路が埋まったりしないようにというようなことは、私たち農業委員会全体としても心配する声が上がったところです。今後太陽光パネルの設置は増えてくると思いますので、検討していただくのがよいのかなと思いますのでよろしくお願いします。
〇〇委員	〇〇市(町)さんばかりではなくて、やはり県としても、農業会議としても、どこでも〇〇市(町)の方式がとれるか検討をしないといけな

いのではないのでしょうか。特に今回お茶畑に被害も出ているし、熱海のようなことも出てくると思います。

〇〇委員 今回崩れているのを見ているので、そこにパネルがあったらと心配したわけです。

〇〇委員 太陽光発電に関係することについては、確か国の方針で傾斜が 30 度を超えたらダメだというようなことだったと思います。これからもいっぱい出てくると思いますけれども、写真では傾斜角度が全然見えないわけですね。そこで、傾斜角度何度以内ということを文面に一言入れていただければ、大丈夫だと分かるので私たちも安心できるんですけども。太陽光とか建築廃材置場のような案件については、その文面を付けてもらいたいと思います。

〇〇委員 転用する要件について、それが本当に農地法上付けられるかどうかは検討をしないとイケません。うちで勝手に付けるというわけにはいきませんので、転用許可をする際にそこまで本当にしなければならぬか、別の世界で、環境とか安全の面で付けなければならないというのは、県庁の担当部局と話してみないと分かりませんので。

〇〇委員 先程、〇〇市（町）が積極的に太陽光の業者に確約書をというの、農業委員会としても問題ないのですか。問題ないのであれば、うちも早速検討をしないとイケないので。設置基準とか何かあるのに農業委員会としていいのかどうか、検討をしてもらえないでしょうか。

〇〇委員 私たちもその辺はちょっと思うところではあるんですけど、隣接なり形状なりを見たときに、許可は許可として審議をしたんですよ。ただ、将来的にパネルが災害で流れるとかで使えなくなった場合に、ほったらかしになったりするのが問題になりますので、そういうのを念書というか、条件付き許可という形で、お願いの範囲になるのかもしれませんが許可の際に再度確認しようということで、文言にするということです。農地法関係に違反するというのは特にないと思うし、いろんな法律の手続き上、公序良俗といいますか、隣接に対して迷惑がかかるというのはしてはいけないことなので、当然ありだと思ってしているところでは。

〇〇委員 後で事故が起こったときに、農業委員会が許可をしたからこんなことになったと言われるのが一番怖いですね。

〇〇委員 参考までに、自分たちの市（町）の場合は、太陽光の申請が上がったときは、行政の長である市長が、景観の問題や反射の問題などがいろいろあって、目を通させてくださいということで必ず申請の時に見てもら

っています。それと少し前にテレビで、今までどンドンできてきた太陽光発電のパネルが耐用年数の 20 年を迎えてきている、その再生処理をどう考えるかなどがこれから問題になると言っておりました。そうなったときに電力会社がどのくらいの単価で買い上げるのかとか、もしパネルの交換の時に単価を引き下げるとなったら、もうやめるとなったりしないかなど勘繰っていたところです。

議長 それでは他にご質問等ございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第 5 条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建築廃材分別作業所及び木材加工場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 確認ですが、これは建築廃材の分別作業所で、貯蔵所ではないんですよね。

〇〇農業委員会 住宅等の廃材を一度持ってきて、そこで木材とそれ以外に分別して木材のみ残してそれ以外の産業廃棄物はまた別に持って行くというものです。残した木材をリサイクル用に木材チップ等に加工して貯蔵する施設となります。

〇〇委員 分かりました。一時貯蔵にしても、貯蔵の期間によって、木材以外の廃材から雨が降って汚水が出たりということが私の知っているところであったので、そういうことがないようにちゃんとしてもらわないと、排水の問題が出てくると思います。

〇〇委員 チップを作る機械と木材加工で製材の鋸とかを稼働されるときに、すぐ近くに家が 8 軒ありますが、そこから騒音についてのご了解は間違いなくいただいておりますので、ご了解は間違いなくいただいておりますので、ご了解は間違いなくいただいておりますので、ご了解は間違いなくいただいております。

〇〇農業委員会 住民説明会も開かれており、稼働時間は朝 8 時から 16 時までとするということで地元の方と合意を取られておりました、議事録も残されておりますので間違いはないかと考えております。

議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	申請地の東西南北それぞれに道路がありますが、これはそのまま残すのですか。それとも区画の中に入ってしまって宅地になるのですか。この道路は現在使われているのでしょうか。
〇〇農業委員会	使われております。
〇〇委員	この道路はそのまま生きるんですかね。
〇〇農業委員会	大半がそのまま使われる計画になっております。
〇〇委員	大半がということですが、残った部分はどうなるのですか。

〇〇農業委員会 37、38 ページを見ていただきますと、北側の道路は一部開発の中に入って中央を走る基幹道路となります。それ以外は全て使われる計画です。

〇〇委員 ではそのまま残るわけですね。

〇〇農業委員会 はい。

〇〇委員 分かりました。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 雨水は暗渠排水から水路へ放流となっておりますけれども、敷地から水路まで距離がありますが、高低差は確保できているのでしょうか。

〇〇農業委員会 間違いなくきちんと取れております。水面がかなり低いので、住宅の方から暗渠で出して護岸の方に水が流れていくようになっております。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長

以上、本日意見を求められた農地法第4条関係2件、第5条関係6件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。

〇〇委員

全体的なことですが、先程の〇〇町の案件についても、道路占用許可なり用途廃止がどうなっているのかという質問があったり、地元の同意が書いてあったりなかったりというのがありますので、1件1件質問するのもどうかと思いますから、その辺の取扱いは統一して、聞かなくても分かるように指導していただいた方がいいのかなと思いましたので、確認でした。

専務理事

同意を取るのは法令上は決まっていらないんですけど、先程質問があったように取れているところは書くということで話をしたいと思います。

〇〇委員

両隣に農地があったりする時に、水関係などいろいろと問題が出てくる場合が結構あるんですよ。ですから今言われたように、地域の生産組合長なり区長なりの同意があるよという文面が入っていればと思います。私がさっき道路関係の質問をしたのも、なくなったら畑の手入れとかに行けなくなってしまうので質問をしました。書いてあれば疑問を持たずに見れますのでお願いします。

〇〇委員

先程法律上規定がないから付けなくてよいという発言をされましたが、私のところでも以前職員が、実際は付けなくていいですもんね、ということをお願いして、市の職員が取ってトラブルをおおるような発言をしたら成り立たないんじゃないかと私の意見として言ったことがあります。民法上のトラブルになったときにどっちが優先するか、法律の全体的な趣旨としては公序良俗全体に違反しないような法律はあるべきという議論をしたことがあるんですけど、法律上問題ないということではなくて、地元の同意がなければ埋立とかはできないということを毅然とした態度で言うべきではないか、私はそう思っています。

〇〇委員

確かに、地元に住んでいる人と新しく入ってくる人が仲良くやれるように、県の指示を仰がなくてもそれぞれの市町でそれをやっておいた方がいいと思います。

議長

この件については、地元や隣接等との問題がないように申請を上げる前に解決しておけばいいんですけど、たまに中途半端な場合も見かけますので、今日お見えの各市町の会長さん方については、会長さんからご指示をお願いします。

専務理事

農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。

議長	<p>続きまして、次の項目に移ります。</p> <p>「農地利用最適化活動における活動と成果目標の設定に関する対応」について、農業会議事務局より説明をお願いします。</p>
農業会議事務局	(資料2により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	活動記録簿を対外的に公表するという事になれば、県で様式を統一して、書き方も指導をしていただけたらと思いますが。
農業会議事務局	全国会議所の方も記録簿については項目を見直すということで、まだ統一した書式というのは決まっておりません。それを受けて、県で統一してやるのかという話になります。
〇〇委員	はい、分かりました。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	続きまして、「令和4年度農業関係予算の確保に関する要請」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料3により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問等なし)
議長	それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。
専務理事	<p>ありがとうございました。</p> <p>最後にその他の項目に移ります。</p>
農業会議事務局	(その他の項目について、資料4により説明。)
専務理事	<p>以上をもちまして、全ての本日の会議を終了いたします。</p> <p>次回は12月15日となりますのでご予約をお願いします。</p>

14 時 50 分